議案第17号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

審査申出書への審査申出人の押印を不要とする等の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審查委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(審査の申出)	(審査の申出)	
第5条 (略)	第5条 (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	
4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又		削る
は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したとき		
は総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印		
<u>しなければならない。</u>		
5 (略)	4 (略)	
6 (略)	<u>5</u> (略)	
(審査申出人の口頭による意見陳述)	(審査申出人の口頭による意見陳述)	
第8条 (略)	第8条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員	3 前項の調書には,次に掲げる事項を記載し,意見を聴いた委員	
及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印</u> しなければならな	及び調書を作成した書記がこれに <u>記名</u> しなければならな	改正
ν _°	۷ ۱ _°	
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	
(口頭審理)	(口頭審理)	

1	1	1
第9条 (略)	第9条 (略)	
2~4 (略)	2~4 (略)	
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し	削る
<u>署名押印し</u> なければならない。	なければならない。	
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	
6 · 7 (略)	6 · 7 (略)	
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委	8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委	
員及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印</u> しなければならな	員及び調書を作成した書記がこれに <u>記名</u> しなければならな	改正
V,°	V,°	
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)	
(実地調査)	(実地調査)	
第10条 (略)	第10条 (略)	
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員	2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員	
及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印</u> しなければならな	及び調書を作成した書記がこれに <u>記名</u> しなければならな	改正
ζ '` _o	l ν _o	
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)	
(議事についての調書)	(議事についての調書)	
第12条 (略)	第12条 (略)	
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委	2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委	
員及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印</u> しなければならな	員及び調書を作成した書記がこれに <u>記名</u> しなければならな	改正
V'o	٧٠°	
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)	